

田野町事業者物価高騰対策支援金交付要綱

令和8年1月21日 田野町要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は、田野町（以下、「町」という。）が原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対し、田野町事業者物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）により支援することで、事業の継続及び地域経済の維持を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
 - (2) 法人にあっては、令和8年1月1日以後継続して町内で事業を営んでおり、引き続き町内で事業を行う意思があること。
 - (3) 中小企業基本法に該当しない医療法人等にあっては、田野町医療・介護施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和8年田野町要綱第4号）第3条第1項各号に該当する者であること。
 - (4) 個人事業主にあっては、令和8年1月1日以後継続して町内に住所を有し、かつ、事業を営んでおり、引き続き町内に住所を有し、かつ、事業を行う意思があること。また、事業収入が主たる収入であること。
 - (5) 令和7年1月から同年12月までのうち、任意の1月における事業に要した電気、ガス及び燃料費（以下、「支援金対象経費」という。）の支払総額（これらを販売する目的で購入した場合の費用を除き、消費税及び地方消費税を含む。）が5万円（個人事業主の場合4万円）以上であること。
- 2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。
- (1) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - (5) 町税等を滞納していない者
 - (6) 前各号に掲げる者の他、支援金の目的に照らして適当でないと町長が判断する者

(支援金の交付)

第3条 町は、交付対象者にこの要綱に定めるところにより、支援金を交付する。

(交付額)

第4条 前条の規定により交付対象者に交付する支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付申請期間は、令和8年3月16日から令和8年6月30日までとする。

2 申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

3 申請者が法人の場合、前項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 法人税確定申告書別表1の写し（申請日時点で直近の事業年度分）

(2) 法人事業概況説明書の写し（申請日時点で直近の事業年度分）

(3) 支援金対象経費の領収書等の写し（利用額・利用月・利用者・利用会社、品目等が確認できる領収書やレシート、請求書や支払い実績（通帳の写しなど））等

(4) 法人名義の振込先口座の通帳の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

4 申請者が個人事業主の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 所得税確定申告書第一表（申請日時点で最新のもの）、又は町民税・県民税の申告書類の写し

(2) 所得税の青色申告決算書、又は収支内訳書（白色申告）の写し

(3) 支援金対象経費の領収書等の写し（利用額・利用月・利用者・利用会社、品目等が確認できる領収書やレシート、請求書や支払い実績（通帳の写しなど））等

(4) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(5) 運転免許証などの本人確認書類の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

(宣誓・同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも宣誓又は同意した者でなければ、支援金を交付しない。

(1) 第2条の要件を満たしていること。

(2) 前条の交付申請書の記載事項及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。

(3) 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

(4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとする）ことをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を行うこと。

（5）田野町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

（交付の決定及び通知）

第7条 町は、申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、支援金の交付を決定し、支援金を支払うことで通知に代えることとする。

なお、交付の対象者と認められない場合には支援金不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

（支援金の交付等に関する周知）

第8条 町長は、支援金交付の実施に当たり、支援金交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、町長の定める方法により周知を行う。

（申請書の提出がなかった場合等の取扱い）

第9条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支援金交付対象者から第5条第1項に規定する期間内に第5条第2項の規定による申請が行われなかった場合は、支援金交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めてもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（支援金の返還）

第10条 支援金の決定を受けた者で、次のいずれかに該当するものは、支援金を返還しなければならない。

（1）この要綱に定める交付要件を満たさないことが明らかになった者

（2）虚偽の申請等により交付を受けた者

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業者区分	支援金額
法人	100,000円
個人事業主	50,000円